

子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を
求める意見書の提出を求める請願書

提出 令和 6年 2月 19日

志摩市議会議長 中村 孝司 様



紹介議員 森光子 野名澄代 上村秀行

請願者 伊勢市矢持町426みどり保育園
「より良い保育」目指す請願運動を進める保育士の会
共同代表 (南勢地域) 新家 みち子

(請願要旨)

1. 国に対して、子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士増員」を
求める意見書を提出してください。

(請願理由)

保育所は、子育て家庭をささえる施設であり、幼い子どもの発達を保障し、命を守るための不可欠な社会資源（エッセンシャルワーカー）です。

保育所の機能拡充がすすむ一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大しています。保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっています。

政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして「こども未来戦略方針」を2023年6月13日に閣議決定しました。その中で、75年ぶりの配置基準改善として、(1) 1歳児の子ども6人に対し保育士1人の基準を5人に対して1人にする、(2) 4・5歳児の子ども30人に保育士1人の基準を25人に対して1人に改善することが盛り込まれました。

「こども未来戦略方針」決定後の昨年12月22日には「子ども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現にむけて～」が公表されましたが、4・5歳児の25:1は2024年度から、1歳児の5:1は2025年度以降とし、加えて加算措置で対応するとされていることから、「保育士配置基準」として、すべての保育所へ適用されるまで声をあげたいと思います。

基準の改善に当たりましては保育士が確保できないことや、保育士の過酷な仕事で低賃金（全産業の平均賃金を5万円以上も下回っている。※参照）であることなど、賃金労働条件の改善も急務です。

国の方針では、職員のさらなる処遇改善を「検討する」との表現にとどまっており、この面での施策の具体化が課題です。

昨年の三重県議会(3月17日)では、「より良い保育」のために制度改善・支援を国に求めることについての請願が、全会一致で採択されました。そして国へ「保育士配置基準及び処遇改善等を求める意見書」が提出されました。

つきましては、貴議会より、国に対して子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と、「労働条件改善による保育士増員」を求める意見書を提出していただけるよう請願いたします。

※(参考資料) 令和4年賃金構造基本統計調査

全職種の平均月給(所定内給与額) 31万1,800円

保育士の平均月給は26万800円